

教室・体育施設等および江原会館の使用に関する規定

○教室・体育施設等の使用について

1 放課後の教室の使用について

- (1) 17:30までとする。
- (2) 17:30以降は、生物第2・物理第1・化学第1教室の3カ所で行う。

2 休日の教室・体育施設等の使用の場合

「教室・体育施設等使用願」を事務室に提出する。

※この規定は、①安全管理面（不審者侵入や盗難防止）②経済的な面（電気・冷暖房使用料の節減）③教室管理面（食べ物や紙屑の散乱、机や椅子の乱れ）④生活指導面などを考慮して、定めている。

○江原会館の利用について

(目的) この会館は本校創立以来の貴重な資料及び江原会員の著書、書画、写真等を保管、展示し、あわせて各種の会合の用に供することを目的とする。

(利用者) この会館を使用できる者は、次の通りとする。

- イ、本校教職員及び生徒
- ロ、江原会会員
- ハ、特に校長の許可を受けた者

(利用期間及び時間)

- イ、利用期間は1月6日から、12月26日まで
 - ロ、利用時間は、9:00から16:30まで
- 以上のほか、学校長が認めた場合は、この限りではない。

(利用申込)

利用者のうち、イは「ゆうネット」より申し込む。利用者のうちロもしくはハは、あらかじめ所定の申込書を学校事務室（会館責任者）に提出し、許可を受けること。申込の受付は10:00から16:00までとする。

利用申込後の変更及び取消しは、前日まで学校事務室（会館責任者）に申し出なければならない。

(利用者の義務)

利用者は次の項目を守らなくてはならない。項目に違反した場合は、利用を禁止することがある。

- イ、利用者は利用開始及び終了時に、学校事務室（会館責任者）に報告する。
但し土曜・日曜・祝日並びに職員の勤務時間外は、事務室に申し出て、その指示に従う。

- ロ、利用者は施設、器物を汚損、損傷しないように注意し、終了後は元通りに後始末をする。
- ハ、利用後の整理・整頓、戸締まりは責任を持って行う。
- ニ、万一汚損、損傷があった場合は、利用者で弁償する。
- ホ、火気の使用は禁止する。